

常勤役員の報酬について

宮崎県信用保証協会理事会運営規程の第4条（5）により、会長が必要と認める業務執行に関する重要事項は理事会において審議し決定することになっている。

理事会運営規程第4条

（1） 定款及び業務方法書に関する事項

但し、業務方法書に関する事項のうち、関係法令等の制定及び改廃に係るものについては、会長の専決事項とし、次の理事会において報告するものとする。

（2） 事業計画及び予算に関する事項

（3） 事業報告及び決算に関する事項

（4） 事業所の設置、廃止及び移転に関する事項

（5） 重要な規程の制定改廃及び重要な契約の締結その他会長が必要と認める業務執行に関する重要事項